

中津川市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、中津川市太陽光発電設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を利用して電力を発生させる設備及びパワーコンディショナ、架台その他これらに附属する設備をいう。
- (2) 蓄電池 充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。
- (3) エネルギー起源二酸化炭素 燃料の燃焼で発生し排出される二酸化炭素をいう。
- (4) 環境価値 温室効果ガスの排出の削減又は吸収という環境の保全に関する付加価値をいう。

(補助対象設備)

第3条 この要綱において、補助の対象となる太陽光発電設備等（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 太陽光発電設備

ア 商用化され、導入実績があるものであること。

イ 中古設備ではないこと。

ウ リース設備ではないこと。

エ 過去に市の補助を受け設置した設備の更新等による買替えでないこと。

オ 当該設備の出力が、10キロワット未満であること。この場合において、当該システムの出力は、太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナを複数台設置し

ている場合は、系列ごとに太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の出力を算出し、それらを合計した値とする。

(2) 蓄電池

- ア 一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された定置用の蓄電池であること。
- イ 前号で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- ウ 中古設備ではないこと。
- エ リース設備ではないこと。
- オ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- カ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- キ 1キロワットアワーあたり155,000円(工事費込み・税抜き)以下のものであること。
- ク 別添1「蓄電池の仕様」を満たすもの

(補助対象経費)

第4条 この要綱において、補助の対象となる経費は、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に効果がある補助対象設備の購入費用及び設置に係る工事費用とする。

(補助対象者)

第5条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者(以下「補助対象者」という。)に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 市内で自ら所有し、かつ、居住する住宅(別荘を除く。)の敷地内にエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果がある設備を設置すること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 補助対象設備について、国、岐阜県及び市から他の補助等を受けて事業を実施しないこと。
- (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないこと。

- (7) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く)を遵守できること。
- (8) 発電した電力量の30パーセント以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。
- (9) 補助対象設備によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させること。
- (10) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (11) 中津川市暴力団排除条例(平成24年10月1日条例第18号)第2条に規定する暴力団員等でないこと

(補助金額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額で、当該年度における予算の範囲内とする。

- (1) 太陽光発電設備 最大出力(キロワット表示の小数点以下切捨て)に1キロワット当たり70,000円を乗じた額とし、5キロワット相当分を限度とする。
- (2) 蓄電池 蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額(1,000円未満切捨て)とする。ただし、5キロワットアワー相当分を限度とする。

2 補助金を交付することができる回数は、住宅1戸につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、中津川市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- (2) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図
- (3) 補助対象設備の型式や能力等を示した仕様書又は資料、カタログ等
- (4) 委任状(事務等代行者へ委任する場合に限る。)
- (5) 誓約書(申請者・事業者)
- (6) 発電電力の消費量計画書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、中津川市太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認められたときは、中津川市太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(補助の対象となる事業の着手)

第9条 補助対象者は、前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後でなければ、補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)に係る契約を締結することができない。

(変更等の承認申請)

第10条 第8条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは取下しようとするときは、中津川市太陽光発電設備等設置費補助金(変更・中止・取下)承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、中津川市太陽光発電設備等設置費補助金(変更・中止・取下)決定通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(状況報告書)

第11条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対して、事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

(実績報告書)

第12条 交付決定者は、補助対象設備の設置が完了したときは、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は事業年度の1月31日のいずれか早い日までに中津川市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書(様式第6号)に、別表第1に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 補助事業の完了の日は、次に掲げる日のいずれか遅い日とする。

- (1) 補助対象設備の支払完了日
- (2) 補助対象設備の保証が開始された日
- (3) 補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日
(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、中津川市太陽光発電設備等設置費補助金額の確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 交付決定者は、前条の規定による補助金額の確定通知を受けた後、中津川市太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書（様式第8号）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(財産処分等の制限)

第15条 前条の規定による補助金の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、その対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する（以下「財産処分等」という。）ときは、あらかじめ中津川市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めるときは、中津川市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書（様式第10号）により、被交付者に通知するものとする。

(補助金の再確定)

第16条 補助対象者は、第13条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した中津川市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第6号）を第12条

に準じて提出するものとする。

- 2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第13条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。
- 3 市長は、被交付者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金がすでに交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第17条 市長は、被交付者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

- 2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(現地調査等)

第18条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

- 2 市長は、被交付者に対し、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の保管)

第19条 被交付者は、補助金の申請書、実績報告書に関連する書類を、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和6年5月1日から適用する。

別表第1（第12条関係）

区分	添付書類
共通	<p>ア 補助対象設備の設置に係る契約書の写し</p> <p>イ 補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳書の写し又はそれらに類するもの</p> <p>ウ 補助対象設備を設置した土地や建物等の所在地を示した地図</p> <p>エ 補助対象設備の設置に伴う配置図や配電図等の図面</p> <p>オ 市税完納証明書（転入等で中津川市の完納証明書が取れない場合は住民票）</p> <p>カ その他市長が必要と認めたもの</p>
太陽光発電設備	<p>ア 補助対象設備の保証書、取扱い説明書の写し</p> <p>イ 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性を示したもの</p> <p>ウ 太陽電池モジュールの合計出力が10キロワット以上の場合、パワーコンディショナの出力を示す書類</p> <p>エ 電力会社との接続契約書、売（買）電契約書等の写し</p> <p>オ 補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類</p> <p>カ 設備の設置状況を示す写真（モジュール、電力メーター、パワーコンディショナ及びモニターステム等を含む。）</p>
蓄電池	<p>ア 補助対象設備の保証書設備の保証書、取扱い説明書の写し</p> <p>イ 太陽光発電システムの電気が蓄電され、申請者の住宅等において電気が自家消費されるシステムであることが確認できる書類</p> <p>ウ 地震等での転倒防止として接地面及び壁面への固定が確認できる資料（写真でも可）</p> <p>エ 設置状況を示す写真（蓄電池本体、型式及び製造番号が確認できる銘板等）</p>